

基本利用料金（消費税込み）

大展示ホール 上段は平日の料金 下段は土曜・日曜・休日の料金

区 分		午前 9時から 正午まで	正午から 午後 5時まで	午後 5時から 午後10時まで	午前 9時から 午後10時まで
大 展 示 ホ ール	イ 入場料 会費等を 徴収しない場合	4,935円 5,922〃	8,295円 9,964〃	10,395円 12,474〃	20,790円 24,948〃
	ロ 入場料 会費等を 徴収する場合 (500円未満)	7,035円 8,442〃	11,655円 13,986〃	14,490円 17,388〃	29,190円 35,028〃
	ハ 入場料 会費等を 徴収する場合 (500円以上・1000円未満)	9,870円 11,844〃	16,380円 19,656〃	20,265円 24,318〃	40,960円 49,140〃
	ニ 入場料 会費等を 徴収する場合 (1000円以上)	12,495円 14,994〃	20,790円 24,943〃	26,460円 31,752〃	51,975円 62,370〃
ミーテング ルーム 【割引増し料金】		1,260円 2,520〃	2,100円 4,200〃	2,730円 5,460〃	5,250円 10,500〃

※上記部屋の空き状況及び申し込みは左記へ…………… TEL 0836-51-7057

(備 考)

- [1] 大展示ホール・ミーテングルームとも利用の受付開始日は利用日の6ヶ月前から、商行為を伴うときは利用日の4ヶ月前からの受付となります。
- [2] 土曜・日曜及び休日に大展示ホールを利用するときは、基本利用料が2割引増しとなり、下段の料金となります。
- [3] 大展示ホールで商行為を伴うときは、大展示ホール利用料の(二)の利用料を徴収し、ミーテングルームで商行為を伴うときは、【 】内の割引増し料金を徴収します。
- [4] 利用時間は、入場、会場の準備及び後かたづけ等の時間を含み午前9時から午後10時までです。厳守してください。
- [5] 駐車場を利用される場合は、別途駐車料金が必要です。
- [6] 利用申し込みは、所定の申し込み書に必要事項を記入して提出された時点で完了となります。
- [7] 利用許可は、上記申し込み書により利用料金を計算し、原則として前納によって許可とされます。
- [8] 付属設備及び冷暖房を利用の場合は、別途利用料金をいただきます。

※ 駐車料金(1回・24時間以内)

- A. マイクロバス以上の大型自動車(観光バスなど)…1,600円
- B. 普通自動車(軽自動車を含む) ………………400〃

◎送迎用車両などの短時間利用については、30分以内は無料となります。

付属設備利用料（消費税込み）

設備器具名	設 置 場 所	利用料金	備 考
音 響装置	大展示ホール	2,310円	大展示ホールに備え付けてある専用の設備です。
マ イク付演台	〃	1,050〃	マイク本数を増やす場合上記設備に追加する設備
映 16ミリ映写機	〃	1,155〃	大展示ホール専用の設備(音響設備との併設が必要)
像 スライド〃	〃	1,155〃	〃 〃
設 ビデオデッキ	〃	1,050〃	〃 〃
備 音響装置	ミーテングルーム	1,155〃	ミーテングルーム専用の設備です。
ピ ア ノ	大展示ホール	3,465円	大展示ホールでのみ利用できる設備(調律費用は別途)
エレク トーン	〃	2,100円	〃 〃

◇付属設備利用料は、午前9時から正午まで、正午から午後5時まで、午後5時から午後10時までのそれぞれの時間帯における利用ごとに1回として算定します。

冷暖房料 (消費税込み)	大展示ホール (1時間当たり)……………945円
	ミーテングルーム(1時間当たり)……………126〃

湖水ホール利用上の注意

- 利用時間** 利用時間には、入場及び会場の準備・後かたづけの時間を含みますので、開場・開演・終了時間を十分打ち合わせの上、確実に時間内に終わるようにしてください。
- 現状回復** 利用終了後は、ただちに利用したホールの設備器具・備品をもとの位置にもどし、後始末終了後、必ず係員の点検をうけてください。
- 損害賠償** 建物・付属設備・器具等を破損又は滅失したときは、損害の賠償をしていただきます。
- 禁止事項** ホール内での火気使用、ホール敷地内での寄付金品の募集行為、業としての写真撮影、火気使用、物品の販売・宣伝・広告・特殊物件の持ち込みや設置を行うこと。

※次の場合は許可の取り消し又は利用を停止いたします。

1. 都市公園条例、同施行規則やホール運用規定に違反したとき。
2. 公の秩序・風紀をみだすおそれがあると認められたとき。
3. 災害発生のおそれがあると認められたとき。
4. ホールの運営管理上、特に支障があると認められたとき。